

平安京の小径

<http://www.kyoto-arc.or.jp>

(公財) 京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館



平安京右京六条二坊六町の調査（地点1 西から）

はじめに 平安京は、東西・南北の大路・小路によって区画された「条坊制」のもとで都づくりが行なわれました。朱雀大路によつて、左京・右京に分けられ、大路に囲まれた区画「坊」が、それぞれ、東西4坊、南北9条ずつあり、坊の中は小路によって区画された一辺40丈（約120m）の正方形区画（一町）が基本となりました。

皇族や貴族の宅地は一町以上を占有する例もあり、藤原頼通の高陽院などは4町であったことが発掘調査からも明らかになっています。

一方、庶民の宅地は「戸主」とされました。これは、一町を東西

に4分割し、さらに南北に8分割する「四行八門制」によるものです。これにより一町内は32分割され、戸主と呼ばれて平安京の土地区画の最小単位となりました。

ここで問題があります。町の外側の戸主は街路に面していますが、では、内側の戸主はどのように往来するのでしょうか。

この問題を考える上で、『延喜式』『左京職 京程』の次のような記載が注目されます。「凡町内開小徑者。大路邊町二。廣一丈五尺。市人町三。廣一丈。自餘町一。一丈五尺」とあり、町内部の戸主に通ずる小規模な路「小徑（小径）」があり、その数や道幅が法令で定

められていました。では、小径とはどんな径だったのでしょうか。

溝を発見 2006年度、下京区西七条赤社町他で五条通拠幅事業にともなう発掘調査を実施しました。ここは、平安京右京六条二坊六町（図2 地点1）にあたり、おもに平安時代前期の遺構が発見されました。注目された遺構には、東西方向・南北方向のそれぞれ並行する2条の溝が複数組あります（図1）。

東西方向の2条の溝は、幅0.9~2.3m、溝の間隔は約3.3~4.6mで、南北方向の溝と直角に接続します。各溝からは、9世紀中頃から後半の遺物が出土しており、溝が同時期に存在していたことが

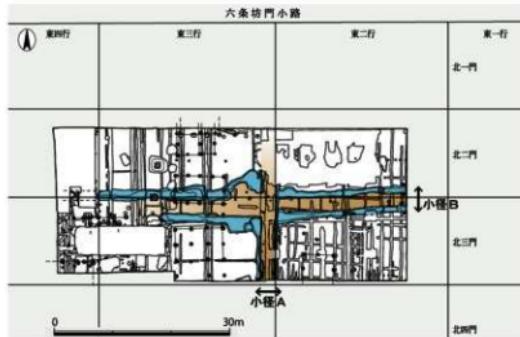


図1 平安京右京六条二坊六町(図2地点1)の道構配図

明らかです。

小径を確認 これら並行する溝に挟まれた部分は平坦で、南北または東西方向に延びており、2条の溝を両側溝とみることにより、この空間を「小径」と認識できます。

平安京条坊復原モデルによると、当調査地には六町の東二・三行境と北二・三門境が推定されます。

南北溝2条の間が南北方向の幅約3.0mの小径Aとすると、位置は六町の東二・三行境にあたります。東西溝2条の間は東西方向の幅3.3~4.6mの小径Bとして、その位置は六町の北二・三門境にあたります。一丈五尺とされる小径の幅は、溝の外側部分(大行)を考慮すれば3~4mと、ほぼ妥当と考えられます。これで六町内を東西に二分する小径A、さらに南北に四分する位置にある小径Bが明らかになりました。

その他の小径 図2で平安京内での小径の例をあげます。

右京一条三坊二町(地点2)では、中央を南北に通り、北で鷹司小路につながります。右京三条二坊十五町(地点3)では、北六・七

門間を東西に通ります。右京六条一坊五町(地点4)では、東三・四行間を南北に通っています。

右京六条二坊三町(地点5)では、北二・三門間を東西に通ります。右京六条三坊四町(地点6)では、中央を東西に通り、東で道祖大路につながります。小径の平均的な幅は約2.3mです。

小径は町の中央以外にも通って

おり、その際は四行八門制に規制されていることがわかります。

おわりに 延喜式の記載にあるように、発掘調査の成果からも平安京内には、大路小路の他に町内に通じる小径もあったことがわかりました。大路・小路は、ほぼ推定地点で発見されますが、一方、小径は町内のいろいろな位置で発見されており、その数も法令と異なる実態となっています。

右京六条二坊六町は、四辻とも小路に面していることから、1条のみ小径が開かれることになっていますが、前述した様に南北小径A・東西小径Bの2条が検出されました。西側の西堀川小路が大路と同様の規模をもっているからでしょうか。今後の調査例が増加すれば、小径の施工実態がわかっていくことでしょう。

(小樽山一良)

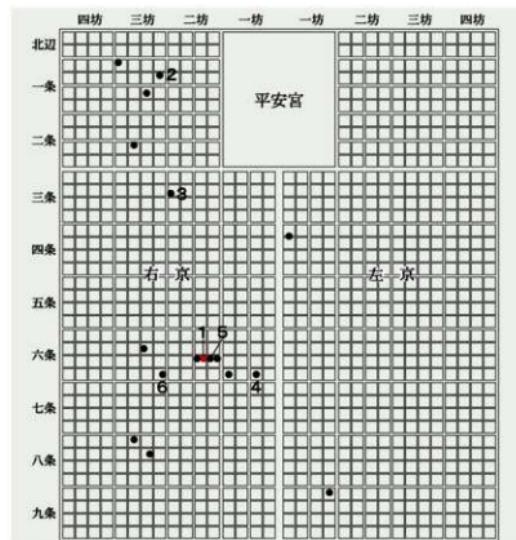


図2 平安京内での小径検出地点